明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍横浜市南区大岡三丁目一七三三番地、最後の住所静岡県熱海市泉二八六番地の三〇　ダイアパレス湯河原郷四〇一号　被相続人　亡　常川　正明

右被相続人は平成三十年一月二十六日死亡し、その相続人は平成三十年四月二十七日静岡家庭裁判所熱海出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十四日　横浜市中区日本大通一一番地横浜情報文化センター一一階　限定承認者常川美代　代理人弁護士　渡部　英明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千二百万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

平成三十年五月十四日　東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　ＤＯ新都心開発特定目的会社　取締役　海田　雅人

訂正公告

平成三十年四月二十四日（号外第九十一号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「被相続人　亡　子髙　孟」とあるは、「被相続人　亡　小髙　孟」の誤りにつき訂正します。

なお、一切の相続債権者及び受遺者は、本訂正公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十四日　扱店

取消公告

平成三十年五月七日掲載の準備金の額の減少公告は取消します。

平成三十年五月十四日　長野県松本市桐一丁目五番三五―一号　高英商事有限会社　代表取締役　武井香代子

取消公告

平成三十年五月七日（号外第九十七号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、準備金の額の減少公告のみ取り消します。

平成三十年五月十四日　大分市府内町一丁目一五一番地　株式会社フレックス　代表取締役　國廣英一良

正誤

ページ	段	行	誤	正
五二四	下	終りから一四	改め、「及び個人、	番号」の下に「を、当該」に改め
〃	〃	一三	「一三」を加え	
五二八	〃	一～二	「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」	「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」
五二九	〃	終りから七	同条第九項	同条第九項中「おいて」を「係る」に改め、同項
五三〇	上	終りから一三	一応じ	応じそれぞれ
五三一	下		改め	、「申告書は、同項」を「申告書等」に改め
五三二	上	一五	事項を	事項を法第四十一条の二の二第四項に規定する電磁的方法により
〃	〃	一六～一七	法第四十一条の同条第一項	法第四十一条の二の二第一項
〃	下	一六	及び第七十六条の三の規定	準用する
〃	〃	一八	準用する	、同令第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の規定による給与等の支払者が給与等の支払をする居住者から受けた同項に規定する申告書について、それぞれ準用する
〃	〃	終りから一六～一七	特例）の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。以下この条において「申告書等」	
〃	〃	一五	以下この条において「申告書」	同法第四十一条の三の四第一項に規定する申告書等」とあるのは「当該申告書」と、同条ただし書
〃	〃	一四～一五	同条第四項	同項」と、「当該申告書」とあるのは「当該申告書等」と、同条ただし書
五三九	〃	一九	同項第三号若しくは	同号ロ
五四二	上	一三	前項第三号ロ	同条第五項
五四三	下	終りから一六～一五	第五項	
五四五	上	一～二	「第七十条の七の三第二項において準用する第七十条の七の三第一項」を「同条第一項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に	「において読み替えて適用する第七十条の七の三第一項」を「同条第一項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に
五四六	〃	終りから一八～一六	「第七十条の七の三第二項において準用する第七十条の七の三第一項」を「同条第一項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に	「において読み替えて適用する第七十条の七の三第一項」を「同条第一項の規定により読み替えて適用する同条第一項」に
五四九	〃	五	もの	ものとする。
五五〇	下	二	第五項	
五五六	〃	二～三	住所、氏名	氏名、住所
〃	〃	五	住所又は氏名	氏名又は住所
〃	〃	四	住所及び氏名	住所又は氏名及び住所
五五八	〃	終りから一五～一四	「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」	「非課税口座開設届出書」の下に「、非課税口座簡易開設届出書」
〃	〃	二〇	備考3(2)	備考3(3)
五五九	上	一九	、同令	及び同令
〃	〃	終りから二一	及び第十九条	から第二十条まで
五六三	下	九	第七第一項	第七条第一項
（印刷誤り）				
五七〇	上	終りから一七	三	二
〃	〃	一	の規定中	中
〃	〃	二〇	次項第五項	次項及び第五項
五七一	〃	四～三	に改め、同項第二号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め	に改め、同項第二号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同表
〃	〃	二	に	及び
五七七	〃	一二	及び、	
五七九	上	九	及び同表	
〃	下	終りから一九	第四項	第四号
五八一	〃	一五	第百六十一号	第三十九号

同日（同号外特）公布財務省令第三十号（復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

五六七ページ上段表中の

「の額及び当該に係る復興特額」は「の額及び当該に係る復興特額の合計額」の誤り。

（印刷誤り）

五六六　下　三～四　租税特別措置法施行令

平成三十年四月十八日（号外第八十七号）公布財務省令第三十九号（国際観光旅客税法施行規則）（印刷誤り）

一五　下　終りから六　第百六十一号　第三十九号

◉号外　五月十四日付第一〇二号六四ページ●同日付政府調達第八七号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）